

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

令和2年3月11日時点

佐 渡 市

1 市の主催するイベントの中止について

(担当課：防災管財課 電話 0259-63-3125)

- ・佐渡市が主催・共催するイベントは、令和2年3月15日（日曜日）までの間、すべての開催を中止又は延期する。具体的に中止又は延期するイベントは別紙のとおりです。**※3月15日（日曜日）を3月31日（火曜日）に延期する。**

2 窓口カウンターの消毒等について（担当課：総務課 電話 0259-63-3111）

- ・市役所本庁及び各支所・行政サービスセンターの窓口カウンターには、感染防止用の消毒液を配置している。

3 市職員の職務対応について（担当課：総務課 電話 0259-63-3111）

- ・市役所本庁及び支所・行政サービスセンター等での窓口担当は、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・発熱などの風邪の症状があるときは、出勤を控え、自宅での経過観察とする。
- ・島外への出張は、必要最小限に留めます。

4 小・中学校について（担当課：教育委員会学校教育課 電話 0259-58-7351）

- ・佐渡市では、臨時休業に向けての準備や調整に時間が必要であるため、3月4日（水）から24日（火）の期間を臨時休業とする。
- ・感染症リスクを可能な限り低減するため、自宅待機を前提に要請する。ただし、保護者の勤務の都合等やむをえない場合は3月4日（水）から24日（火）まで、小学1年生から3年生の希望者を対象に、午前8：15から午後3：00まで小学校内で「臨時学校預かり」を行う。（4年生以上は自宅待機）
- ・卒業式は、予定どおりの日にちで実施するが、内容の精選、時間の短縮等、開催方法を工夫する。
- ・終業式は実施しない予定。

※3月25日（水曜日）以降は、臨時学校預かりを終了し、通常の春休みの対応とする。31日（火曜日）までの間は、外出自粛を要請する。

5 放課後児童クラブ（学童保育）について

(担当課：子ども若者課 電話 0259-63-3126)

- ・3月4日（水）から24日（火）まで、登録のある小学1年生から3年生を対象に小学校内での「臨時学童預かり」終了後、午後3:00から午後7:00まで

通常の「学童保育」を行う。(4年生以上は自宅待機)

なお、土曜日も対象は登録のある1年生から3年生のみとなる。

※児童館については、登録制ではないが、学童保育に準じて実施する。

※3月25日(水曜日)以降は、通常の学童保育とするが、感染症リスクを可能な限り低減するため、利用の自粛を要請する。

6 公立保育園及び幼稚園について(担当課:子ども若者課 電話 0259-63-3126)

- ・通常どおり開所するが、感染症リスクを可能な限り低減するため、保護者に登園自粛をお願いする。
- ・卒園式参加者については、卒園児、卒園児保護者、在園児及び関係職員とし、来賓の参加は見合わせる。ただし、在園児については園の規模に応じて各園で判断する。
- ・卒園式については、卒園(修了)証書授与の効率化、所要時間をできる限り短くするよう各園で内容を工夫する。

7 病後児保育について(担当課:子ども若者課 電話 0259-63-3126)

- ・通常どおり実施する。

8 公の施設の休館について(担当課:防災管財課電話 0259-63-3125)

- ・全ての施設を3月4日(水)から15日(日)の期間臨時休館とする。
ただし、宿泊施設と温泉入浴施設については通常どおり営業する。
なお、詳細については、それぞれの施設へ問合せ下さい。

※臨時休館の期間を3月15日(日曜日)から3月31日(火曜日)に延期する。

ただし、3月16日(月曜日)から博物館(個人入館のみ)及び図書館・図書室(貸出・返却のみ)を開館する。なお、詳細については別紙を参照ください。